

# 令和2年度 老人福祉施設事業協会・社会福祉協議会 老人福祉施設協議会合同施設長会（8月） 次第

日 時：令和2年8月26日（水）午後2時～

開 催：オンライン・会場 同時開催

会 場：てくのかわさき 2階 てくのホール

高津区溝口1-6-10 TEL 044-812-1231

## 1 開会挨拶

## 2 議事

（協議・報告・連絡事項）

- (1) 社会福祉施設における労働災害防止について (川崎北労働基準監督署)
- (2) 令和2年度介護助手導入促進事業について (神奈川県高齢者福祉施設協議会)
- (3) 川崎市社会福祉協議会 施設部会 老人福祉施設協議会関係 (老人福祉施設協議会)
  - ア 各プロジェクト委員会の進捗状況について
  - イ 神奈川県社会福祉協議会施設部会老人福祉施設協議会について
  - ウ 関東ブロック老人福祉施設連絡協議会について
  - エ 情報交換会について
  - オ その他
- (4) 第97回理事会について (老人福祉施設事業協会)
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する市長要望について ( // )
- (6) 川崎市老人福祉施設事業協会ワーキングの取組について ( // )
- (7) 令和2年度職種別研修会について ( // )
- (8) リモートじゃんけん大会及び暮らしの川柳について ( // )
- (9) その他

## 3 閉会

## 4 情報交換会の実施

次回は、令和2年10月21日（水）、オンラインと会場での同時開催を予定しております。（会場 未定。開会時間は14:00を基本に調整しますが、会場の都合で変更になる場合があります。）

## 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
- 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありません。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
- 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋がってください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
- 衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項	目	確認
1	感染防止のための基本的な対策	
	(1) 感染防止のための3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
	・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
	・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
	・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
	・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(2) 三つの密の回避等の徹底	
	・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・咳エチケットを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・こまめな換気について全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(3) 日常的な健康状態の確認	
	・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
	・入社時等に、全員の日々の体調(風邪症状や発熱の有無等)を確認している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	(4) 一般的な健康確保措置	
	・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。	はい・いいえ
	・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項	目	確認
(5)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
	・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「オフィスはひろびろと」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「会議はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。	はい・いいえ
	・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。	はい・いいえ
(6) 新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
	・国、地方自治体等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
2 感染防止のための具体的な対策		
(1) 基本的な対策		
	・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つ密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(2) 換気の悪い密閉空間の改善		
	・職場の建物が機械換気(空気調和設備、機械換気設備)の場合、建築物衛生法令の空気環境の基準が満たされている。	はい・いいえ
	・職場の建物の窓が開く場合、1時間に2回程度、窓を全開している。	はい・いいえ
	・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(3) 多くの人が密集する場所の改善		
	・在宅勤務・テレワーク・ローテーション勤務などを推進している。	はい・いいえ
	・時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
	・テレビ会議等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・対面での会議やミーティング等を行う場合は、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空け、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
	・接客業等について、人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(4) 接触感染の防止について		
	・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)については、複数人での共用をできる限り回避するようにしている。	はい・いいえ
	・事業所内で労働者が触れることがある物品、機器等について、こまめに消毒を実施することとしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項	目	確認
(5)近距離での会話や発声の抑制		
	・職場では、人と人との間に距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
	・外来者、顧客、取引先との対面での接触をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(6)トイレの清掃等について		
	・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
	・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。	はい・いいえ
	・ペーパータオルを設置するか、個人用にタオルを準備している。	はい・いいえ
	・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルを禁止している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
	※ 便器内は通常の清掃でよい。	
(7)休憩スペース等の利用について		
	・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにしている。	はい・いいえ
	・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
	・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	
	・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をしている。	
	・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている。	はい・いいえ
	・社員食堂では感染防止のため、トンぐやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
	・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について		
	・鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛ることとしている。	はい・いいえ
	・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをする事としている。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ
3 風邪症状が出た場合等の対応		
	・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底を全員に求めている。	はい・いいえ
	・「新型コロナウイルス感染症についての相談の目安」や最寄りの「帰国者・接触者相談センター」を全員に周知している。	はい・いいえ
	・その他( )	はい・いいえ

項 目	確認
4 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性等」)が出た場合等の対応	
(1)陽性等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の範囲を決め、全員に周知している。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。	はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
(3)その他の対応	
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」を確認してある。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
5 感染防止に向けた行動変容	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・その他( )	はい・いいえ
6 熱中症の予防(※熱中症のリスクがある場合に確認してください。)	
・のどの渇きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渇きを感じにくくなることがあります。	はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合には、マスクをはずすよう周知している。	はい・いいえ
・事務室等における冷房時には、新型コロナウイルス対策のための換気により室内温度が高くなりがちであるため、エアコンの温度設定を下げるなどの調整をしている。	はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R2.6.25版

## 令和2年度介護助手導入促進事業（川崎市）参加依頼

令和2年度介護助手導入促進事業への参加施設を募集いたします。

昨年度事業に比べ実施施設への支援を厚く(概要「6施設支援」参照)した他、報告書類も簡素化しましたので、是非ご参加ください。 9月中まで申込可能です。

1 事業目的	・直接介護以外の業務を担当する介護助手を配置し、介護職の負担軽減と専門性の向上を図るとともに、介護分野への新たな人材の参入を促進する。
2 対象施設	・特養、デイ、有料（特定）などの介護サービス事業所
3 実施期間	・事業は、令和2年9月～12月の間に2ヶ月程度で実施してください。
4 申込方法	・申込用紙を、一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会に提出してください。 <u>※ 併設デイの場合でも、特養・デイのそれぞれで申し込みます。</u> <u>※ 過去に介護助手導入事業を実施した施設も対象となります。</u>
5 事業の進め方	①「事業申込書」の提出 ② 職員募集：自施設及び県高齢協で実施 ③「事業開始届」の提出：業務マニュアルを添付 ④ 事業実施：介護助手に面接、職場指導を実施してください。 アドバイザーから電話等によりアドバイスを受けてください。 ⑤「事業完了報告書」の提出：事業報告書、面接調査票、職場指導報告書、業務分析書等、請求書を添付 ⑥ 意見交換：必要に応じ意見交換会を開催しますので、ご参加ください。
6 施設支援 (1) 経費 右記は1申込施設に対する助成で、特養、デイで申し込んだ場合はそれぞれに助成します。	・1申込施設毎に5万円を助成します。(個別募集経費及び職場指導経費の合計) ・介護助手面接調査経費として、介護助手1人につき、1万円を支給します。 ・介護助手業務分析者(1名配置。施設長可)謝礼として5万円を支給します。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 分析者の方には、助手業務内容一覧及び導入マニュアルを送りますので、自施設の状況を基に加除、修正していただきます。</p> </div> ・介護助手の研修参加に伴う代替職員雇用経費として実費(上限8,800円/1人)を支給します。
(2) 助手募集	・県高齢協で各区毎に申込施設を纏めて、原則として8月に募集広告を行います。但し、応募状況などによっては、9月にも実施します。
7 介護助手 (1) 採用	・原則として、募集採用とします。但し、すでに施設で働いている者を振り替えることも可能です。(介護助手の年齢等の制限はありません。) ・常勤、非常勤いずれも可 ・出来るだけ1申込施設2～3名程度の介護助手の登録をお願いいたします。
(2) 研修	・介護助手研修を開催しますので、参加させてください。(開催日は、後日連絡)
8 アドバイザー	・施設長がアドバイザーと電話等によりアドバイスを受けてください。 (事業実施中1～2回程度)

令和2年 月 日

一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会  
会長 加藤馨様

住所 \_\_\_\_\_

施設名 \_\_\_\_\_

施設長 \_\_\_\_\_ (印)

※併設デイも申し込む場合は、特養の施設長で記載

介護助手導入促進事業（川崎市）申込書

令和2年度介護助手導入促進事業に申し込みます。

○ 実施施設 1

施設種類	名称	定員
		名

・業務実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

○ 実施施設 2（併設デイ）

施設種類	名称	定員
		名

・業務実施予定 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

○ 職員共同募集広告（タウンニュースで募集）

希望する。

実施施設	介護助手の業務	採用数	摘要
実施施設 1		名	
実施施設 2（併設デイ）		名	

※摘要には、介護職、看護職などの募集があれば記載してください。

希望しない。

注) 1 住所が異なる場合は、別葉で申し込んでください。

注) 2 申し込める施設は、特養、デイ(併設も含む。)、有料などの介護サービス事業所です。

事務担当者 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

FAX \_\_\_\_\_ E-mail: \_\_\_\_\_

送付先（郵送、FAX 又はメールで申し込みください。）

221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2 一般社団法人神奈川県高齢者福祉施設協議会

電話 045-311-8745 FAX 045-311-8512 E-mail: [koureikyo2@kanagawa-roushikyo.org](mailto:koureikyo2@kanagawa-roushikyo.org)